

市営若者定住賃貸住宅入居申し込みの手引き

神崎市脊振町の市営若者定住賃貸住宅において、空家（空室）が発生したので入居者を募集します。

市営若者定住賃貸住宅とは、市が脊振町内に設置する賃貸住宅で、満40歳以下の若い世帯に安い家賃でお貸しすることにより、若者の人口増加を図り、脊振町内の過疎対策を目的として建てられた住宅です。入居については、申込資格が定められています。

このため、入居に対しての資格などがありますので、この手引きをよく読んで申し込みください。

お問合せは

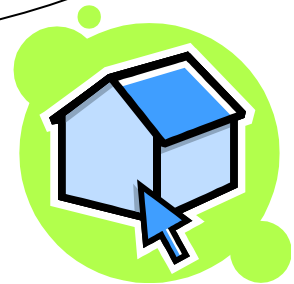
神崎市役所 建設部 建設課 建築住宅係

市営住宅担当 TEL0952-37-0103（内）2031

までお願いいたします。

申込書の提出は、本庁建設課のみで受け付けます。

千代田支所及び脊振支所では受け付けられません。



市営若者定住賃貸住宅入居者申込要領

《若者住宅》

（申込者の主な資格）

1. 申込者が申込時において、満40歳以下であること。
2. 申込者の年間所得金額が150万円以上である者（一定以上の収入がある者）。
3. 現に同居し、または同居しようとする配偶者（婚姻届をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの、その他婚姻の予定を含む）があること。
4. 申込者及び同居人が暴力団員等でないこと。

※婚姻の予定の方とは、申込日から概ね3ヶ月以内に入籍予定の方。

（申込添付書類）

- ① 所得課税証明書
本人及び16歳以上の同居人（無職の方も含む）の直近の所得を証明する書類。（世帯全員分の所得が証明されたもの）
- ② 完納証明書（滞納がない証明書）
本人及び16歳以上の同居人（無職の方も含む）について、現在の住所地（直近に転居している場合は前住所地等）の市税等について滞納がない証明書。（※国民健康保険税（料）とその他の税目の証明書が分かれている場合は、それぞれの証明書が必要です。）
なお、自治体により「完納証明書」が交付されない場合は、過去3年分の納税証明書を提出してください。
- ③ 住民票謄本（世帯全員分が記載）
入居予定者全員の戸籍の表示、続柄が記載されているもの。
- ④ 収入申告書
1枚（建設課窓口で配布します。※市ホームページにも掲載しています。）

※結婚予定（3ヶ月以内）の場合・・・・・・・・・・婚約証明書

（婚約証明書の証人は、仲人若しくは両家の親で実印を押印し、印鑑登録証明書を添付してください。）

（連帯保証人の主な資格）

1. 原則として九州内（なるべく神埼市内）に居住している者で独立の生計を営み、市長が適当と認めた者2名。（連帯保証人同士が同世帯及び同居（世帯分離をされている方）等の方は連帯保証人になれません。）
2. 年間所得金額が150万円以上の者。
3. 市区町村民税等に滞納が無い者。
4. 暴力団員等でない者。

1. 募集住宅の構造など

団地名	所在地	建設年度	戸数	構造	間取り (タイプ)	家賃月額 (円)
宮の本	脊振町広滝 563 番地 9	H17	1	木造平屋	3 L D K	25,000
原	脊振町広滝 1012 番地 30	H11	1	木造平屋	5 L D K	25,000

※ 家賃は 25,000 円の毎年固定の金額です。

※ 敷金は 75,000 円の家賃 3 ヶ月分です。

※ 連帯保証人が 2 名必要です。

○宮の本住宅（5号）



○原住宅（１０１号）



2. 申込書の配布・受付期間等

- ① 配布・受付期間 令和８年１０月１日（木）から令和８年１０月２３日（金）
（平日午前９時から午後５時まで）
- ② 受 付 場 所 神崎市役所 建設課 建築住宅係 ０９５２－３７－０１０３
 ※建設課窓口への持参に限ります。
 ※脊振支所・千代田支所では配布・受付はできません。
- ③ 入 居 者 選 考 申し込みが募集数よりも多かった場合、入居資格を有すると判断された者のうち、住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定します。
 なお、困窮の度合いが同程度の者が重複した場合には、選考委員会または公開抽選により入居者を決定します。
- ④ そ の 他 提出された申込書類等は返還できませんのでご了承ください。

3. 公開抽選日時・場所等

選考委員会にて入居順位が定め難い場合は、公開抽選により入居順位を決定します。
(※注意：選考委員会で入居順位が決定した場合、公開抽選は開催しません)

①日	時(予定)	令和8年11月20日(金)	午後3時00分	開始
②場	所	神崎市役所	本庁舎2階	共用会議室

- 対象者には、事前（選考委員会後）に通知します。
- 時間厳守でお越しください。
- 原則、申込者本人の出席をお願いしていますが、家族等の代理出席も可能です。必ずご参加ください。
- 欠席された場合、抽選の順番（くじを引く順番）は最後になり、市職員が代行します。

4. 注意事項

- ・家賃は、毎年定額の25,000円になります。
- ・敷金は、家賃3ヶ月の75,000円になります。
- ・自治会費（区費や消防費）はお住いの自治会に納めてもらいます。
- ・自治会の活動には積極的に参加してください。
- ・敷地内の管理（草刈り等）は、原則入居者の皆様をお願いしていますので、適正な維持管理をお願いします。
- ・台所や浴室には給湯設備がついています。
- ・車の保有について、各戸原則1台分のスペースしかありませんので、2台目以降の自動車については、住宅敷地内のスペースを有効に活用してください。
それでも不足する場合には、入居者間で調整するか、他に場所を借りる等、自己責任で駐車されますようお願いします。
また、緊急車両等の通行に支障が出ないように、道路には絶対に止めないようにして下さい。
- ・ペットの飼育は、一時預かりも含め一切禁止です。飼育が判明した場合、退去いただく場合がありますのでご注意ください。
また、壁・床等に傷や腐食が確認された場合は、自費により原状回復（修理）いただきます。
- ・光熱費（電気・ガス・上下水道）は各自で手続きをしてもらいます。
- ・NHKやインターネットは各自で手続きをしてもらいます。